

3 源泉所得税

統計表を見るに当たって

この章は、平成11年分の源泉所得税の課税状況を示したものである。

課税状況は、全数調査又は標本調査により調査、集計したものであり、巨視的な角度から源泉所得税の課税の全容を捕えたものである。

源泉徴収税率

1	利子所得(源泉分離課税)	15%
2	配当所得	
(1)	株式等	
	総合課税分	20%
	源泉分離選択課税分	35%
	確定申告不要分	20%
(2)	証券投資信託(特定株式投資信託を除く。)の収益の分配(源泉分離課税)	15%
	(注) 特定株式投資信託の収益の分配は、20%の税率が適用され、総合課税の対象となる。	
3	割引債の償還差益(源泉分離課税)	16・18%
4	上場株式等の譲渡所得等(源泉分離課税)	20%
5	給与所得「給与所得の源泉徴収税額表」に定める額	(略)
6	退職所得	
(1)	「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合 「退職所得の源泉徴収税額の速算表」	(略)
(2)	「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない場合	20%
7	報酬・料金等	
(1)	原稿料等(所得税法第204条第1項第1号) 弁護士、税理士等(同第2号) 職業野球選手、騎手等(同第4号) 芸能等についての出演、演出等(同第5号) 契約金(同第7号)	1回の支払金額100万円までの部分…… 10% 1回の支払金額100万円超の部…… 20%
(2)	司法書士、土地家屋調査士、海事代理士(同第2号) 職業拳闘家(同第4号) 外交員、集金人、電力量計の検針人(同第4号) パー、キャバレーのホステス等(同第6号) 広告宣伝の賞金(同第8号) 競馬の馬主が受ける賞金(同第8号)	= 1回の支払金額1万円超 = 1回の支払金額5万円超 = 月中の支払金額12万円超 = (5千円×日数)を超える額 = 1回の支払金額50万円超 =(賞金額の20%+60万円)を超える額
(3)	診療報酬(同第3号) = 月分の支払金額20万円超	10%
(4)	芸能法人(所得税法第174条)	10%
8	公的年金等(所得税法第203条の2) = ((公的年金等の支給額) - (控除額))	10%
9	生命保険契約等に基づく年金(所得税法第207条) (支払う年金の額 - その年金の額に対応する保険料又は掛金の額)で25万円をこえるもの	10%

(1) 利子所得等の課税状況

区 分	課 税 分		非 課
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	老人等非課税・財形貯蓄非課税分支払金額
	千円	千円	千円
平成 7 年 分	877,835,750	131,545,078	664,362,220
8	551,201,149	82,622,426	241,144,427
9	415,847,087	62,313,427	97,910,618
10	334,420,652	50,163,043	83,286,314
11	292,905,466	43,821,467	82,720,566
公 社 債	1,611,386	241,708	172,484
債	6,186,342	929,023	290,385
預 貯 金 { 郵 便 貯 金	163,261,389	24,325,947	54,445,892
{ 銀 行 預 金	58,058,389	8,749,168	13,543,182
{ 銀行以外の金融機関の預金	39,381,360	5,907,204	12,775,840
{ 勤務先預金の利子	7,834,167	1,182,155	62,170
合同運用信託の収益の分配	6,855,672	1,028,245	1,421,576
公社債投資信託の収益の分配	33,569	5,069	-
小 計	283,222,274	42,368,519	82,711,529
定期積金の給付補てん金等	9,526,853	1,429,028	-
匿名組合契約等に基づく利益の分配、生命保険等の差益	156,339	23,920	9,037
割引債の償還差益	-	-	-
計	292,905,466	43,821,467	82,720,566

調査対象 平成11年2月から平成12年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

- (注) 1 「老人等非課税・財形貯蓄非課税分」は、所得税法第9条の2（老人等の郵便貯金の利子所得の非課税）のほか、第10条（老人等の少額預金の利子所得等の非課税）、租税特別措置法第4条（老人等の少額公債の利子の非課税）、第4条の2（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税）及び第4条の3（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税）に規定する非課税分である。
- 2 「その他の非課税分」は、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託に係る非課税）のほか、租税特別措置法第5条（納税準備預金の利子の非課税）及び第8条（金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用）等に規定する非課税分である。

(2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分			非 課 税 分	
	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	人 員	支 払 金 額
		千円	千円		千円
平成 7 年 分	-	99,843,064	19,963,790	-	12,980,124
8	-	99,306,767	19,857,122	-	7,496,275
9	-	109,411,384	21,868,014	-	9,794,967
10	-	106,450,792	21,282,489	-	8,058,139
11	-	100,429,122	20,033,284	-	8,002,334
利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配等	2,845,060	99,379,240	19,875,848	7,486	8,002,334
公募私募証券投資信託の収益の分配等	-	1,049,882	157,436	-	-
計	-	100,429,122	20,033,284	-	8,002,334

調査対象 配当等の支払者から平成12年4月30日までに提出された「法定資料の合計表（配当等の支払調書）」及び平成11年2月から平成12年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

- (注) 1 この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。
- 2 「非課税分」は、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託に係る非課税）に規定する非課税分である。
- 3 「一般課税分」には、個人のほか、法人の受取分も含まれている。なお、源泉分離選択課税は個人のみが適用を認められている。

税 分 その他非課税分支払金額	合 計		区 分	
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額		
千円	千円	千円		
256,139,699	1,798,337,669	131,545,078	平成 7 年 分	
172,056,249	964,401,825	82,622,426	8	
132,605,390	646,363,095	62,313,427	9	
130,786,761	548,493,727	50,163,043	10	
111,313,682	486,939,714	43,821,467	11	
9,804,968	11,588,838	241,708	公 社 郵 便 貯 金 銀 行 預 金 銀行以外の金融機関の預金利子 勤務先預金の利子 合同運用信託の収益の分配 公社債投資信託の収益の分配	
52,143,353	58,620,080	929,023		
644,146	218,351,427	24,325,947		
15,438,979	87,040,550	8,749,168		
31,898,326	84,055,526	5,907,204		
-	7,896,337	1,182,155		
1,184,322	9,461,570	1,028,245		
-	33,569	5,069		
111,114,094	477,047,897	42,368,519		小 計
199,588	9,726,441	1,429,028		定期積金の給付補てん金等
-	165,376	23,920	匿名組合契約等に基づく利益の分配、生命保険等の差益	
-	-	-	割引債の償還差益	
111,313,682	486,939,714	43,821,467	計	

- 3 「課税分」には、個人のほか、法人の受取分も含まれている。なお、源泉分離選択課税は個人のみが適用を認められている。
- 4 「割引債の償還差益」の「支払金額」及び「源泉徴収税額」は、租税特別措置法第41条の12（償還差益に対する分離課税等）に規定する課税分であり、個人のほか、法人の受取分も含まれている。
- 5 「老人等非課税・財形貯蓄非課税分支払金額」には、昭和63年3月31日以前の制度下における所得税法第10条（少額預金の利子所得等の非課税）、租税特別措置法第4条（少額公債の利子の非課税）及び第4条の2（勤労者財産形成貯蓄の利子所得等の非課税）に規定する非課税分が含まれているものがある。

源泉分離（選択）課税適用分			合 計		区 分
人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	
人	千円	千円	千円	千円	
-	941,771	329,620	113,764,959	20,293,410	平成 7 年 分
-	1,025,040	358,764	107,828,082	20,215,886	8
-	980,145	343,051	120,186,496	22,211,065	9
-	955,642	334,475	115,464,573	21,616,964	10
-	1,317,282	461,049	109,748,738	20,494,333	11
6,783	1,317,282	461,049	108,698,856	20,336,897	利 益 又 は 利 息 の 配 当 、 剰 余 金 の 分 配 、 基 金 利 息 の 分 配 等 公 募 私 募 証 券 投 資 信 託 の 収 益 の 分 配 等
-	-	-	1,049,882	157,436	
-	1,317,282	461,049	109,748,738	20,494,333	
					計

用語の説明 法定資料とは、所得税法の規定により、税務署長に対してその提出を義務付けられている資料をいい、原則として翌年1月31日までに提出することになっている。法定資料の種類は多数にのぼっており、例えば次のようなものが挙げられる。 配当、 給与、 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、 非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書

(3) 給与所得、退職所得の課税状況

区 分	官 公 庁			そ の	
	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	人 員	支 払 金 額
	人	千円	千円	人	千円
給与所得 { 俸給、給与、賞与 日雇労働者の賃金 計	592,138	2,281,165,061	97,971,118	3,884,339	11,368,786,191
	-	14,772,277	270,442	-	185,752,646
	-	2,295,937,338	98,241,560	-	11,554,538,837
退職所得	13,478	189,457,118	4,263,569	72,107	431,737,977
災害減免法により徴収猶予したもの	-	-	-	-	-

調査対象 平成11年分の源泉所得税について、平成12年4月30日までに提出された「法定資料合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成11年2月から平成12年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

(注) この表の「人員」に関する部分は標本調査に基づく推計値である。

(4) 給与所得、退職所得の課税状況の累年比較

区 分	給 与 所 得						
	官 公 庁		そ の 他		合 計		
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
給与所得	平成7年分	2,229,846,167	98,901,219	10,774,482,779	429,016,823	13,004,328,946	527,918,042
	8	2,346,371,924	101,499,362	12,054,005,042	444,454,624	14,400,376,965	545,953,986
	9	2,527,029,485	117,353,514	13,162,470,953	491,418,414	15,689,500,438	608,771,928
	10	2,512,924,873	104,663,990	11,280,211,086	377,801,990	13,793,135,959	482,465,980
	11	2,295,937,338	98,241,560	11,554,538,837	376,658,215	13,850,476,175	474,899,775
退職所得	平成7年分	232,970,964	4,105,757	357,889,090	6,271,360	590,860,054	10,377,117
	8	231,142,773	3,933,319	326,880,210	5,533,204	558,022,983	9,466,523
	9	208,418,369	4,590,861	434,576,468	7,280,950	642,994,837	11,871,811
	10	202,285,660	4,479,461	420,653,055	7,098,984	622,938,715	11,578,445
	11	189,457,118	4,263,569	431,737,977	8,091,137	621,195,095	12,354,706

(注) 「(3)給与所得、退職所得の課税状況」の累年比較を示したものである。

(5) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	譲 渡 利 益 金 額	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
平成7年分	37,900,455	7,580,091
8	43,148,070	8,629,614
9	26,405,660	5,281,132
10	21,438,885	4,287,777
11	92,209,125	18,441,825
信用取引等	20,295,215	4,059,043
転換社債等	1,489,425	297,885
その他上場株式等	70,424,485	14,084,897
計	92,209,125	18,441,825

調査対象 平成11年2月から平成12年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の譲渡利益金額の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

他	合 計			区 分
源泉徴収税額	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額	
千円	人	千円	千円	
374,643,638	4,476,477	13,649,951,252	472,614,756	俸給、給与、賞与 日雇労働者の賃金 } 給与所得 計
2,014,577	-	200,524,923	2,285,019	
376,658,215	-	13,850,476,175	474,899,775	
8,091,137	85,585	621,195,095	12,354,706	退職所得
-	-	-	-	災害減免法により徴収猶予したもの

用語の説明 「徴収の猶予」とは、通常の法定期限に徴収しないで一定の期間徴収手続きを猶予すること。したがって、一定の期間、法定の納期限を延長するいわゆる延納制度とは異なるものである。

(6) 報酬、料金等の課税状況

区 分				人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額
				人	千円	千円
平	成	7	年	795,220	668,780,533	42,369,469
		8		821,799	663,052,289	41,555,309
		9		836,673	649,582,731	40,498,191
		10		820,913	613,673,386	36,490,464
		11		784,654	581,744,493	36,084,563
法 第 204 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金等の報酬又は料金 弁護士、税理士等の報酬又は料金 診療報酬 職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料金 芸能等についての出演等の報酬又は料金 バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料金 契約金・賞金			158,729	15,815,854	1,581,602
				302,180	80,358,964	9,006,057
				7,705	167,843,346	15,356,625
				100,602	165,643,516	7,020,658
				7,062	4,194,122	427,710
				14,603	14,569,289	821,973
				1,842	1,697,813	151,462
		小 計		592,723	450,122,904	34,366,087
法第203条の2該当	公 的 年 金 等			126,448	105,749,247	1,264,809
法第207条該当	生命保険契約等に基づく年金			64,475	21,920,680	86,513
法第174条該当	芸能人の労務提供法人等の報酬又は料 金			1,008	3,951,662	367,154
計				784,654	581,744,493	36,084,563
災 害 減 免 法 に よ り 徴 収 猶 予 し た も の				-	-	-

調査対象 平成11年分の源泉所得税について、平成12年4月30日までに提出された「法定資料の合計表」に基づいて作成した。

調査方法 標本調査

(7) 非居住者等所得の課税状況

区 分	人 員	支 払 金 額			源泉徴収税額
		課 税 分	非課税分又は 免 税 分	総 額	
公 社 債、預貯金の利子等	-	5,700,287	-	5,700,287	487,926
利子又は利益 の配当、剰余 金の分配、基 金利息の分配	8,287	4,603,204	-	-	719,185
一般分	-	-	-	-	-
源泉分離選択 課税適用分	8,287	4,603,204	395,257	4,998,461	719,185
計	-	-	-	-	-
匿名組合契約に基づく収益の分配	-	-	-	-	-
給 与 ・ 賞 与 等	1,022	569,526	1,911,089	2,480,615	78,783
退 職 所 得	-	-	-	-	-
役 務 の 報 酬	548	1,681,187	87,607	1,768,794	330,476
工業所有権その他の技術に関する権利等 の使用料又はその譲渡による対価	67	1,751,380	-	1,751,380	175,565
著作権の使用料又はその譲渡による対価	12	8,898	-	8,898	883
貸 付 金 の 利 子	20	934	-	934	187
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又 は航空機、船舶の貸付による所得	43	156,869	1,513	158,382	30,490
機 械 等 の 使 用 料	-	-	-	-	-
土地等の譲渡による対価	29	269,212	-	269,212	26,942
人的役務提供事業の対価	45	75,982	14,938	90,920	14,512
生命保険契約等に基づく年金	-	-	-	-	-
賞 金	-	-	-	-	-
合 計	-	14,817,479	2,410,404	17,227,883	1,864,949

調査対象 平成11年分の源泉所得税について、平成12年4月30日までに提出された「法定資料の合計表」に基づいて作成した。

調査方法 「公社債、預貯金の利子等」以外は標本調査

(8) 加算税の状況

区 分	不 納 付 加 算 税	重 加 算 税	計
利 子 所 得 等	3,124	-	3,124
配 当 所 得 等	15,060	-	15,060
給 与 所 得	746,584	113,626	860,210
退 職 所 得	15,436	-	15,436
報酬・料金等所得	48,873	2,331	51,204
非居住者等所得	21,557	784	22,341
合 計	850,634	116,741	967,375

左のうち租税特別措置法又は租税条約により課税の軽減を受けたもの				
区 分	適用の内容	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額
		人	千円	千円
公 社 債 、 預 貯 金 の 利 子 等	租税特別措置法又は租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
利子又は利益の配当、剰余金の分配、 基 金 利 息 の 分 配	租税条約の適用を受けたもの	2,793	4,021,187	603,176
給 与 ・ 賞 与 等	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
退 職 所 得	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
役 務 の 報 酬	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料 又はその譲渡による対価	租税条約の適用を受けたもの	28	1,393,918	139,039
著作権の使用料又はその譲渡による対価	租税条約の適用を受けたもの	6	5,213	517
貸 付 金 の 利 子	租税特別措置法又は租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空 機、船舶の貸付による所得	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
機 械 等 の 使 用 料	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	租税条約の適用を受けたもの	2	6,828	682
賞 金	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
合 計		2,829	5,427,146	743,414

(9) 税務署別課税状況

署名	利子所得等	配当所得	株式等の譲渡所得等	給与所得	退職所得	報酬・料金等所得	非居住者等所得	合計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
鳥取	555,664	590,550	439,722	15,499,314	519,859	1,595,120	75,798	19,276,027
米子	439,837	219,116	677,570	11,614,252	326,293	320,723	19,967	13,617,758
倉吉	237,183	99,454	110,995	4,259,140	52,426	106,706	1,222	4,867,126
鳥取県計	1,232,684	909,120	1,228,287	31,372,706	898,578	2,022,549	96,987	37,760,911
松江	4,475,323	554,116	634,260	21,350,960	832,045	2,283,433	16,934	30,147,071
浜田	185,482	93,093	78,961	4,140,195	26,340	117,688	4,195	4,645,954
出雲	306,913	297,907	97,928	6,955,630	103,519	194,142	15,358	7,971,397
益田	130,197	107,333	131	2,788,237	13,683	104,498	2,228	3,146,307
石見大田	72,494	68,903	-	1,399,956	3,171	33,649	206	1,578,379
大東	103,917	53,171	-	2,008,982	3,596	42,721	1,456	2,213,843
西郷	35,309	16,644	-	1,148,935	242	21,401	-	1,222,531
鳥根県計	5,309,635	1,191,167	811,280	39,792,895	982,596	2,797,532	40,377	50,925,482
岡山	8,363,432	1,463,393	3,608,800	33,696,812	1,237,828	1,953,022	102,458	50,425,745
山西	735,910	526,556	692,745	18,847,152	485,623	4,313,127	61,805	25,662,918
大寺	248,219	108,724	-	4,376,477	26,448	95,818	11,423	4,867,109
児島	164,997	97,873	46,184	3,892,629	56,740	305,515	6,649	4,570,587
倉敷	762,969	821,957	1,037,335	20,819,101	510,723	869,811	195,388	25,017,284
玉島	225,421	62,091	-	3,707,691	45,067	93,974	68	4,134,312
津山	424,480	125,567	308,890	7,764,284	144,133	202,576	8,859	8,978,789
玉野	103,803	77,482	128,863	2,815,631	63,425	223,175	3,933	3,416,312
笠岡	303,073	162,611	82,392	4,852,213	69,339	111,303	7,574	5,588,505
高梁	134,173	49,015	-	2,176,389	32,859	40,599	-	2,433,035
新見	69,778	30,341	-	1,264,838	16,147	30,117	4,769	1,415,990
瀬戸	303,661	285,619	-	4,631,473	72,951	101,730	562	5,395,996
久世	108,439	42,553	52,991	1,730,910	40,058	60,761	-	2,035,712
岡山県計	11,948,355	3,853,782	5,958,200	110,575,600	2,801,341	8,401,528	403,488	143,942,294
広島	11,283,234	4,333,672	2,975,751	58,847,482	2,256,288	3,883,801	216,486	83,796,714
島南	384,436	817,092	235	11,195,774	275,458	574,292	41,633	13,288,920
広島西	761,308	1,535,854	538,502	33,398,324	791,116	8,658,076	181,549	45,864,729
北	513,530	212,291	54,075	11,144,999	130,611	320,366	44,614	12,420,486
呉	650,706	279,364	425,602	14,787,248	273,270	333,929	86,301	16,836,420
竹原	210,488	62,054	26,078	2,927,486	61,094	93,491	265	3,380,956
三原	262,839	115,050	283,642	5,989,543	101,330	215,241	66,348	7,033,993
尾道	429,594	141,423	224,852	7,290,305	207,224	254,763	12,131	8,560,292
福山	978,334	1,630,543	1,543,227	25,349,989	491,240	1,186,909	199,886	31,380,128
中次	390,884	226,145	467,713	5,471,637	87,683	226,125	19,469	6,889,656
庄原	133,564	64,511	103,208	2,529,629	34,721	64,725	275	2,930,633
西条	110,967	49,505	34,964	1,639,703	33,641	28,004	81	1,896,865
日市	293,534	253,757	70,199	7,543,083	111,753	143,099	74,040	8,489,465
海田	418,608	186,681	160,568	8,962,023	225,077	371,667	35,006	10,359,630
吉田	479,521	984,068	570	14,703,940	151,851	259,542	132,636	16,712,128
広島	88,710	18,551	-	1,305,398	24,634	28,135	401	1,465,829
広島県計	17,390,257	10,910,561	6,909,186	213,086,563	5,256,991	16,642,165	1,111,121	271,306,844
下関	5,257,120	801,561	1,010,305	14,677,503	365,480	941,289	30,199	23,083,457
宇部	524,518	1,001,671	638,998	11,305,603	280,584	278,738	34,373	14,064,485
山口	418,043	372,856	170,890	16,987,039	669,245	3,440,846	23,800	22,082,719
萩	116,063	42,790	44,534	2,269,488	34,553	73,509	-	2,580,937
徳山	478,317	720,037	897,457	11,815,391	231,782	591,491	21,008	14,755,483
防府	286,728	123,715	207,856	4,863,578	135,410	258,855	2,715	5,878,857
岩国	318,672	376,350	342,713	8,297,322	508,423	214,416	91,254	10,149,150
光	159,896	55,132	-	3,705,948	103,619	88,740	1,553	4,114,888
長門	120,883	44,394	26,570	1,858,879	21,479	54,149	1,388	2,127,742
柳井	158,918	64,715	195,549	2,147,026	27,218	53,761	3,127	2,650,314
厚狭	101,378	26,482	-	2,144,234	37,407	224,995	3,559	2,538,055
山口県計	7,940,536	3,629,703	3,534,872	80,072,011	2,415,200	6,220,789	212,976	104,026,087
全管計	43,821,467	20,494,333	18,441,825	474,899,775	12,354,706	36,084,563	1,864,949	607,961,618

(注) 「(1)利子所得等の課税状況」～「(7)非居住者等所得の課税状況」を税務署別に示したものである。

(10) 税務署別源泉徴収義務者数

署名	利子所得等件	配当所得件	給与所得件	報酬・料金等所得件	非居住者等所得件	上場株式譲渡所得件	合計件
鳥取県計	146	284	6,694	5,827	18	5	12,974
米子	152	341	6,606	5,904	7	3	13,013
倉吉	95	110	3,684	3,359	4	1	7,253
鳥取県計	393	735	16,984	15,090	29	9	33,240
松江市	125	441	7,491	6,242	15	7	14,321
浜田	103	148	3,416	2,786	6	2	6,461
出雲	114	241	5,204	4,231	4	1	9,795
益田	45	124	2,194	2,118	8	3	4,492
石見	23	74	1,321	1,238	1	-	2,657
大田	20	91	1,687	1,219	3	-	3,020
大東	16	20	871	415	1	-	1,323
西郷	446	1,139	22,184	18,249	38	13	42,069
島根県計	446	1,139	22,184	18,249	38	13	42,069
岡山県計	997	2,051	54,248	47,090	122	47	104,555
岡山市	153	502	9,770	8,957	34	22	19,438
山崎	162	452	9,633	8,437	22	7	18,713
西大寺	73	107	2,938	2,212	10	-	5,340
児島	30	89	2,897	2,567	8	1	5,592
倉敷	175	274	9,326	8,186	23	8	17,992
玉島	42	66	2,772	2,045	1	-	4,926
津島	96	158	5,169	5,460	6	2	10,891
玉野	26	78	1,723	1,486	3	1	3,317
笠岡	76	91	3,116	2,360	8	4	5,655
高梁	54	52	1,435	949	-	-	2,490
新見	12	44	893	905	4	-	1,858
瀬戸	68	82	3,130	2,266	3	1	5,550
久世	30	56	1,446	1,260	-	1	2,793
岡山県計	997	2,051	54,248	47,090	122	47	104,555
広島県計	1,340	3,345	89,207	77,160	275	93	171,420
広島市	142	400	9,377	8,352	68	21	18,360
広島市	60	220	5,233	4,774	18	2	10,307
広島市	141	669	11,691	11,308	38	17	23,864
広島市	98	231	9,231	7,372	18	3	16,953
広島市	90	222	7,401	6,764	18	5	14,500
竹原	54	80	2,324	1,484	1	2	3,945
三原	56	112	3,007	2,871	10	4	6,060
尾道	93	181	5,368	4,443	18	4	10,107
福山	215	487	12,796	11,259	35	17	24,809
府中	68	151	4,319	3,959	8	7	8,512
三原	29	79	1,695	989	1	2	2,795
庄原	38	91	1,169	773	1	1	2,073
西条	40	87	3,386	2,712	15	2	6,242
日田	111	164	6,583	5,485	14	5	12,362
海田	76	142	4,566	3,939	12	1	8,736
吉田	29	29	1,061	676	-	-	1,795
広島県計	1,340	3,345	89,207	77,160	275	93	171,420
下関市	157	404	7,857	7,336	9	8	15,771
宇山	83	325	5,780	4,702	7	9	10,906
萩	96	238	4,520	3,571	5	4	8,434
徳防	36	73	2,161	1,303	-	1	3,574
防岩	69	249	5,631	4,543	12	8	10,512
光	59	127	3,084	2,096	6	5	5,377
長門	85	131	4,320	3,144	24	4	7,708
柳井	44	59	2,321	1,638	3	-	4,065
厚狭	50	74	1,730	1,041	1	1	2,897
山口県計	44	59	1,666	1,026	5	2	2,802
山口県計	39	49	1,265	891	2	-	2,246
山口県計	762	1,788	40,335	31,291	74	42	74,292
全管計	3,938	9,058	222,958	188,880	538	204	425,576

調査時点 平成12年6月30日

用語の説明 源泉徴収義務者とは、所得税を源泉徴収して国に納付する義務のある者をいう。